

令和2年4月28日

大和高田市立各小・中学校の保護者 各位

大和高田市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間の延長等について

平素は、本市学校教育に対して、ご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

さて、市立小・中学校では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、4月11日（土）より5月6日（水）までを臨時休業期間としておりました。この間、4月16日（木）に奈良県に国からの緊急事態宣言が発令され、感染の拡大が続いている状況です。

これを受け、大和高田市では市立小・中学校での臨時休業期間を令和2年5月31日（日）まで延長することといたします。

ご家庭におかれましては、お子さまの家庭学習の支援や感染拡大防止の取組等、ご苦勞をおかけしていることと存じます。引き続きご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、学力保障等の観点から、夏期休業期間の短縮をいたします。その期間等につきましては、決定次第、市のホームページや学校からのメール等でお知らせしますので、ご確認ください。何とぞご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、今後の情勢の変化により、臨時休業期間については短縮や再延長の可能性あります。

【お問い合わせ先】

大和高田市教育委員会事務局
学校教育課

TEL 0745-22-1101

FAX 0745-52-8862

（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）

令和2年4月28日

大和高田市立各小学校の保護者 各位

大和高田市教育委員会

小学校での児童の特別預かり期間の延長について

平素は、本市教育行政に対して、ご理解・ご協力を賜りありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための小学校児童特別預かり措置にもご理解を賜りありがとうございます。

さて、市立小学校においては、新型コロナウイルス感染症対策として実施しております臨時休業期間を5月31日(日)まで延長することを決定いたしました。これを受け、**小学校での児童の特別預かりについても、5月31日(日)まで継続すること**といたします。

つきましては、5月7日(木)以降で、下記の特別預かりの対象となる家庭の方につきましては、別紙の「特別預かり申込書(5/7～5/31)」を学校へ提出していただきますようお願いいたします。

保護者の皆様には、大変ご不便をおかけしますが、児童や職員の命・健康を守るため、できるだけ家庭で過ごすことについて、より一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 期間 5月7日(木)から5月31日(日)までの平日
- 2 時間 8:30～15:00
- 3 特別預かりの対象となる家庭
 - ・医療従事者、警察、消防、介護施設等に勤務する方、または社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方
 - ※社会の機能を維持する業種…公共交通機関、食料品店、金融機関、
その他ライフライン維持にかかる業種への従事者
 - ・ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方や、その他やむを得ない理由があり、
学校が認める方
- 4 対象学年
 - ・小学校1～3年生及び特別支援学級入級の児童
 - ・小学校4～6年生の児童(5月31日の間に児童ホームの特別保育を利用する児童に限る)
 - ※年上の兄弟姉妹がいたり、預ける場所があったりする場合はご遠慮ください。

※児童ホーム登録家庭につきましては、児童ホーム特別保育の延長に関する文書と申込書を再度郵送いたします。
